

施設名：日野市勤労・青年会館

(1) 選定のポイント

- ・ 事務効率・経費節減等の工夫がされているか。
- ・ 施設の利用率を向上させるための具体的な提案がなされているか。

(2) 応募団体名

日野建物管理協同組合
 テルウェル東日本株式会社
 株式会社日野市企業公社

(3) 採点表

7名の選定委員の得点の合計点を選定委員会全体の得点とした。

審査項目	内 容	(株) 日野市企業 公社	B社	C社	配点合計
公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されること。 (第4条第1号)	①市民の平等な利用が確保されているか。	210	130	204	280点 (40点×7人)
	②だれでも利用できる配慮はなされているか。				
	③利用者の意見を反映する仕組みがあるか。				
	④施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。				
	⑤地域との連携は図れているか。				
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の削減を図ることができるものであること。 (第4条第2号)	①施設の目的を効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。	274	170	236	350点 (50点×7人)
	②事務効率・経費削減等の工夫がされているか。				
	③施設の利用率を向上させるための具体的な提案がなされているか。				
事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること。	①安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。	231	133	216	280点 (40点×7人)
	②同種の施設管理運営実績があるか。				

(第4条第3号)	③防災・防犯及び非常災害時等の危機管理対応策は適切であるか。				
	④適正な経理処理ができるか。				
	⑤利用者との苦情対応策は適切か。				
個人情報等について適正な管理が確保されること。 (第4条第4号)	①個人情報を保護するための体制が整っているか。	26	15	26	35点 (5点×7人)
その他市長等が必要と認める事項。(第4条第5号)	①環境への配慮がされているか。	82	49	79	105点 (15点×7人)
	②運営方針等から熱意・意欲が感じられるか。				
	③その他施設の運営に特筆すべき提案があるか。				
小 計		823	497	761	1050点 (150点×7人)
付 加 点		70			
合 計		893	497	761	
順 位		1	3	2	

※ 審査の採点方法は、各審査項目について、配点に応じて評価点に所定の掛け率を乗じ採点した。

※ 各項目の採点基準（評価点）

- 5点 要件を十分に満たしている。
- 4点 多少工夫の余地はあるが、ほぼ要件を満たしている。
- 3点 基本的な水準を満たしている。
- 2点 多くの問題があり、基本的な水準に達していない。
- 1点 全く要件を満たしていない。

例：配点20点の場合は、評価点5点×4

※ 付加点とは、当該選定施設を現に管理運営している指定管理者が応募した場合に、過去の管理運営実績に基づいた検査・評価調書の評価結果により、定められた点数を、上記審査項目得点合計に加算するものである。

＜指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果＞

	評価結果	評価点	付加点
1	「優」	80 点以上 100 点	+ 2 0 点
2	「良」	70 点以上 80 点未満	+ 1 5 点
3		60 点以上 70 点未満	+ 1 0 点
4	「改善」	50 点以上 60 点未満	- 1 0 点
5		50 点未満	- 2 0 点

本施設については、株式会社日野市企業公社に対して、指定管理者導入施設検査・評価調書による評価結果（評価点 61.7 点）に基づき、10 点×7 名=70 点の付加点を加算する。

（４）選定結果

指定管理者候補者 株式会社日野市企業公社

（５）指定期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

（６）総評

● 選定理由

施設の利用率を向上させるための具体的提案がなされ、また本施設の管理運営について十分な経験があることから、経費削減を図りながら安定した公共サービスの提供が可能であると判断し、上記候補者を選定した。

● 協定締結にあたっての要望事項

- ・ 単に施設の維持管理や受付業務の処理に終始することなく、指定管理者の主な業務の第 2 項に掲げる、勤労者・青少年の文化教養に関する業務を積極的に企画し、遂行に努めること。
- ・ これまでの管理運営を主管課とともに抜本から見直し、大胆な発想のもとに企画運営を検討すること。
- ・ サービス向上のため、駅からの案内板の設置や和室利用者のための低いイスの設置等を検討すること。
- ・ 平成 1 8 年度から実施している第 2、第 4 月曜日の臨時開館について、さらなる P R に努めるとともに、通常の開館日も含め利用率の向上に努めること。
- ・ 所管課は事業遂行について、取り組み状況の定期的な点検、督励を行うこと。